

第 1 1 回高山市農業委員会議事録

会議の日時 令和 6 年 4 月 2 5 日（木） 午後 1 時 3 0 分より

会議の場所 高山市役所 地下大会議室

会議に附した議案題目

- | | | |
|---------|----------|---|
| 日程第 1 | | 議事録署名者の指名について |
| 日程第 2 | | 会期の決定について |
| 日程第 3 | 報第 1 0 号 | 農地所有適格法人の報告等について |
| 日程第 4 | 議第 8 0 号 | 農地転用許可後の事業計画変更の承認申請に意見を付する件について |
| 日程第 5 | 議第 8 1 号 | 農地法第 3 条の規定による権利移動の許可について |
| 日程第 6 | 議第 8 2 号 | 農地法第 4 条の規定による使用目的変更の許可申請に意見を付する件について |
| 日程第 7 | 議第 8 3 号 | 農地法第 5 条の規定による権利移動の上使用目的変更の許可申請に意見を付する件について |
| 日程第 8 | 議第 8 4 号 | 現況農地でないものの証明願に意見を付する件について |
| 日程第 9 | 議第 8 5 号 | 農用地利用集積計画の決定について |
| 日程第 1 0 | 議第 8 6 号 | 農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の決定について |
| 日程第 1 1 | 議第 8 7 号 | 農用地利用集積等促進計画（案）について |

○本日会議に出席した委員（議席順）

黒木義弘、上堀昌也、鴻巣明久、川上富之、清水直喜、野尻真人、白畑功詞、陣出通子、大面正紀、東野満浩、丸山浩一、森田高見、田中君代、垣内常宏、小井戸寿尚、牛丸和久、平井造成

○本日会議に欠席した委員
田村信彦、辻直司

○本日会議に出席した職員等
事務局長：林篤志、事務局次長：水橋靖、
森林政策課長：村田重春、振興主事：高山緑、農地主事：森真哉、
書記：尾形博司、中島麻由美、農地相談員：木戸脇良昭、
飛騨農林事務所農業普及課：神谷直人

職 務 代 理	ただいまより第11回高山市農業委員会を開催いたします。 本日、議席番号8番の 田村信彦 委員、16番の 辻直司 委員より欠席報告を受けています。 本日の出席委員は、19名中17名で農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定により総会は成立しますことをご報告いたします。
会 長	皆様こんにちは。 3月は寒かったのですが、4月に入り急に暖かくなり、いろいろなものが進んでいるというふうに感じております。 私は今週末にリンゴの開花直前という消毒薬をかけるよう予定していたのですが、今朝慌ててかけてきました。昨年は、今年より1週間ほど早く、一昨年は今年と一緒くらい、令和になってからはだいたい4月のうちには消毒するというように、ちょっとずつ暖かくなっているのかなと思います。 皆様の手元に、全国農業新聞のコピーをお配りしましたが、昨年度、県の農業者年金の年間加入目標4件に対し、高山市では19件の加入があり、県内1番ということで記事になりました。皆様方のご協力のおかげで多くの方に参加いただきましたが、今年度も19プラス1件くらいで、加入してもらえよう、私もいろいろな機会でご推進しますが、皆様も推進をお願いします。 今日は、この後にそれぞれの部会もあります。慎重な審議とスムーズな進行をお願いします、挨拶とさせていただきます。 本日もよろしくお願いします。

職 務 代 理	ありがとうございました。 それでは日程に従い、ただいまから議事に移ります。 会長が議長を務め、進行いただきます。
議 長	日程第1 議事録署名者の指名について を議題とします。 議事録署名者の指名については、議長指名で異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議がありませんので、指名をさせていただきます。 議席番号 7 番 白畑功詞 委員と9 番 陣出通子 委員を指名します。
議 長	日程第2 会期の決定について を議題とします。 会期は本日1 日といたしたいと存じますが、異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認め、会期は本日1 日と決定いたします。 日程第3 報第10 号 農地所有適格法人の報告等について を議題とします。 事務局の説明をお願いします。
森農地主事	今回は7 法人について報告します。 農地所有適格法人につきましては、4 つの要件がございます、 ①法人形態 ②事業要件 ③構成員要件 ④役員要件 については、報告資料により総合的に確認しております。 (各案件について、法人の所在地区、法人形態、認定農業者等の有

		無、農地の耕種面積、経営状況を説明) 以上7件について報告いたします。
議	長	続きまして、日程第4 議第80号 農地転用許可後の事業計画変更の承認申請に意見を付する件について を議題とします。 事務局の説明をお願いします。
森農地主事		議事に入る前に、国からの通知について説明します。 はじめに、営農型太陽光発電事業に係る不適切事案への厳格な対応についてです。 この事業は、一時転用の許可を受け、農地に撤去可能な支柱を立てて太陽光パネルを設置し、下の農地では営農を継続しながら発電を行うもので、4月1日からは農地法施行規則を改正し、許可基準や添付書類が明記されました。 また、ガイドラインも示され、現在策定中の地域計画区域内においては、協議の場で合意を得た土地の区域内で実施することとなっています。 次に、資材置場等目的での農地転用許可の取扱いについてです。 近年、資材置場等に転用する目的で、転用許可を取得し、事業完了後、ひと月足らずの間に太陽光発電設備が設置される事例が確認され、全国的に危惧されています。 恒久転用により資材置場等とする目的で相談があった場合は、一時転用で目的が達成できないか指導すること、恒久転用の許可を行う場合は、工事完了報告後、3年間、6か月ごとに事業実施状況を報告することを許可条件として付すことを定めたものです。 今後、このような事案については、通知のように対応することになりますので、議案の前に説明させていただきました。
議	長	特に太陽光発電については、前にもお話したことがありますが、都市のほうでは問題となっており、今回、変更があったのではないかと思います。 それでは、議第80号について事務局の説明をお願いします。

中 島 書 記	今回は、2 件の上程です。 (各案件についてスライドを活用し、位置、場所、現地写真を写し、計画の変更内容を説明)
議 長	ただいまの件についてご意見等ございませんか。
職 務 代 理	事業の駐車場を目的とした一時転用の期間延長について、恒久的ではなく、いずれは元に戻すが、今は延長したいということですか。
中 島 書 記	そのように確認しています。
議 長	他にご意見等ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認め、農地転用許可後の事業計画変更の承認申請に意見を付する件については許可相当として意見を付することに決定します。 続きまして、日程第5 議第8 1 号 農地法第3 条の規定による権利移動の許可について を議題とします。 事務局の説明をお願いします。
中 島 書 記	今回は、7 件の上程です。 本日上程しました案件につきましては、農地法第3 条第2 項の各号には該当していないことを事前に審査しており、許可要件を満たしております。また、受人の耕作面積並びに農業従事者についても申請書記載内容を確認しておりますので、予め報告いたします。 (各案件についてスライドを活用し、位置、場所、現地写真を写し、地目、面積、権利取得理由、使用貸借・売買・交換の別、貸借にあっては存続期間を説明)
議 長	ただいまの件についてご意見等ございませんか。

垣内委員 田1筆 1,632 m²の案件について、現地を見たところ、敷上げがされているようだが、一時転用は手続済ですか。

森農地主事 一時転用の申請はありません。
申請者に再度確認し、あらためて、上程させていただいてもよろしいでしょうか。

議長 田1筆 1,632 m²については、本日の議案から削除し、本日は6件について、許可することよろしいでしょうか。

(異議なし)

議長 異議なしと認め、農地法第3条の規定による権利移動の許可については、6件を許可することに決定します。

続きまして、日程第6 議第82号 農地法第4条の規定による使用目的変更の許可申請に意見を付する件について を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

中島書記 今回は、3件の上程です。

最初に、農地区分は10ha以上の集団農地を第1種農地、市街地区域内の用途指定区域を第3種農地、また市街地区域内にある第3種農地には該当しないもの及び市街地近郊農地を第2種農地と判断し、上程にあたっては農地転用許可基準に基づき、立地基準・一般基準に照合しつつ事前審査し確認しておりますので、予め報告をいたします。

(各案件についてスライドを活用し、位置、場所、現地写真を写し、地目、面積、転用目的を説明)

議長 ただいまの件についてご意見等ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議なしと認め、農地法第4条の規定による使用目的変更の許可申請に意見を付する件については許可相当として意見を付することに決定します。

続きまして、日程第7 議第83号 農地法第5条の規定による権利移動の上使用目的変更の許可申請に意見を付する件についてを議題とします。

事務局の説明をお願いします。

中 島 書 記 今回は、10件の上程です。

当5条においても許可の立地基準・一般基準に照合しつつ、いずれも農振外であることを確認しておりますので報告いたします。

(各案件についてスライドを活用し、位置、場所、現地写真を写し、地目、面積、転用目的を説明。また、既転用案件については追認を求める旨を説明)

議 長 ただいまの件についてご意見等ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議なしと認め、農地法第5条の規定による権利移動の上使用目的変更の許可申請に意見を付する件については許可相当として意見を付することに決定します。

続きまして、日程第8 議第84号 現況農地でないものの証明願に意見を付する件について を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

中 島 書 記 今回は、1件の上程です。

非農地証明は、農地法に規定された農地又は採草放牧地でない土地であることの証明を行うもので、非農地となってから20年以上経過しており、証明は公的機関による家屋登記簿や課税証明等で

		す。
		(案件についてスライドを活用し、位置、場所、現地写真を写し、認定を求める地目、面積、確認した証明書を説明)
議	長	ただいまの件についてご意見等ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認め、現況農地でないものの証明願に意見を付する件については許可相当として意見を付することに決定します。 続きまして、日程第 9 議第 8 5 号 農地利用集積計画の決定について を議題とします。 事務局の説明をお願いします。
尾形書記		本日は 5 件の上程です。 基盤強化法による、貸借の設定が 5 件あります。 当申請については農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項による要件に該当しております。 (各案件について(受人ごとに) 認定農業者・担い手等の別、経営内容、受け手の作付け予定作目、使用貸借・賃貸借・売買の別、貸借にあつては存続期間及び新規・更新の別を説明)
議	長	ただいまの件についてご意見等ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認め、農用地利用集積計画の決定について、決定いたします。 続きまして、日程第 1 0 議第 8 6 号 農地利用集積計画(農地中間管理事業) の決定について を議題とします。 事務局の説明をお願いします。

尾形書記

本日は15件の上程です。

(各案件について、地区ごとに作付け予定作目、使用貸借・賃貸借・
の別、存続期間及び新規・更新の別を説明)

議長

ただいまの件についてご意見等ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認め、農用地利用集積計画(農地中間管理事業)の決定について、決定いたします。

続きまして、日程第11議第87号農用地利用集積等促進計画(案)についてを議題とします。

最初に、委員案件について事務局の説明をお願いします。

尾形書記

本日は20件の上程です。

はじめに、委員案件の2件について説明します。

(認定農業者・担い手等の別、経営内容、受け手の作付け予定作目、
使用貸借・賃貸借の別、貸借にあつては存続期間を説明)

議長

ただいまの件についてご意見等ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認め、委員案件の2件を承認いたします。

それでは、残りの案件について事務局の説明をお願いします。

尾形書記

それでは、残りの18件について説明します。

(地区ごとに認定農業者・担い手等の別、経営内容、受け手の作付け
予定作目、使用貸借・賃貸借の別、貸借にあつては存続期間を説

	明)
議 長	ただいまの件についてご意見等ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認め、農用地利用集積等促進計画を決定いたします。 以上で本日予定していました議事は終わりましたが、その他ご意見等ございませんか。
職 務 代 理	昨年、下限面積が廃止され、誰もが農地を取得できるようになり、1年後には農地としてきちんと使われているかどうかを報告するようなことを言われていましたが、それについてはどうになりましたか。
森農地主事	改正前からいろいろと議論がありましたが、1年くらい経ったところで農地の見回りを実施してはどうかというご意見をいただいたほか、実際にヒアリングの実施や確認書を添付して、許可を行っています。 昨年度、下限面積に満たない案件は10数件あると思いますが、7月以降の確実に作付けが確認できるような時期に、皆様に確認していただくようなことも考えております。方法や時期についていい案があれば教えてください。
職 務 代 理	大事な案件ですので、しっかりできるような計画を立ててください。 それではこれを持ちまして、第11回高山市農業委員会を閉会いたします。ありがとうございました。
	午後2時45分 終了

議 事 録 署 名 者

鴻巣 明久 議長

白畑 功詞 委員

陣出 通子 委員
